

# 気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和5年度VOL.1

新潟県では「消費者安全確保地域協議会」（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）の設置促進と活動の活性化を進めています。

## 消費者安全確保地域協議会（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）とは

- 認知症高齢者や障がい者等の「**配慮を要する消費者**」を見守るためのネットワークです。
- 例えば、既存の福祉ネットワーク等に消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、「消費者被害の未然防止」も含め、より充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能になります。

## 高齢者・障がい者の消費者トラブルの特徴



(出典：消費者庁「高めよう！見守り力」～高齢者・障害者の消費者被害を防ぐために」応用編)

高齢者は「3つの不安」(お金、孤独、健康)に付け込まれ被害に遭いやすく、障がい者は消費者トラブルの知識不足等から被害に遭いやすい傾向にあります。

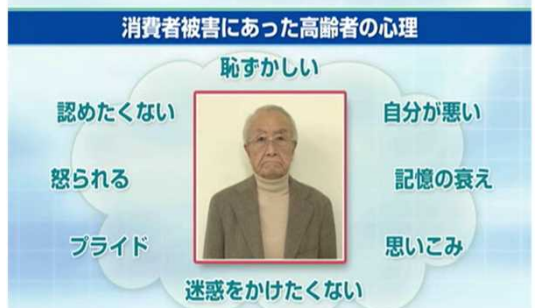
### ■Data■

消費生活相談のうち65歳以上の高齢者に関する相談：  
 全国29.7%、新潟県31.1%(R3年度)  
 高齢化率(人口に占める65歳以上の人口)：  
 全国29.1%、新潟県33.7%(R4.10)  
 →いずれも新潟県は全国平均を上回っており、高齢者の消費者被害防止の必要性が高いといえます。

また、高齢者・障がい者は、自分が被害に遭っていることに気づきにくい、あるいは、被害に遭っても「恥ずかしい」、「家族に迷惑をかけたくない」、「だまされた自分が悪い」と思い、誰にも相談しない傾向があります。

### ■Data■

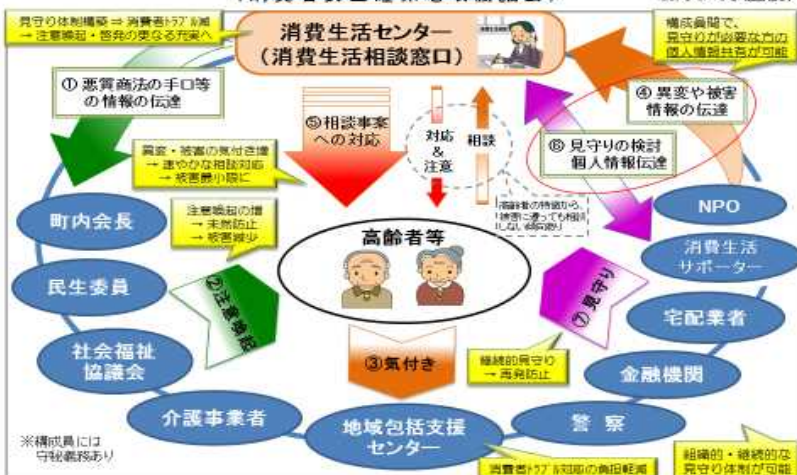
認知症等の高齢者では78.7%、障がい者等では55.6%が、本人ではなく周囲の人からの相談(R3年度)であり、本人がみずから相談しない傾向にあります。



(出典：消費者庁「高めよう！見守り力」～高齢者・障害者の消費者被害を防ぐために」応用編)

一方で、一度被害に遭うとその後も狙われ続け、さらに被害が拡大するなど、**経済的・精神的なダメージが大きいうえに、損害を取り戻すことが困難になる**ことがあります。

## 「高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク」のイメージ



ポイントは、周囲が見守り、気づいてつなぐこと

高齢者等の消費者被害の未然防止・早期解決を図るためには、**高齢者等を取り巻く周囲の人**が、日頃から悪質商法等に関する**注意喚起**や**見守り**を行い、異変や被害に気づいたときには、**迅速・確実に消費生活相談窓口につなぐ**くみを構築することが大切です。

このしくみとして**消費者安全確保地域協議会**があります。

## 見守り気づいてつなぐ＜事例紹介＞

(出典:厚生労働省「令和4年度社会・援護局関係主管課長会議資料」)



私は**ケアマネ**です。今日、利用者のアキラさん宅を訪問しましたが不在でした。他県に別荘地を購入したので、300万円のお金を支払うために、業者と一緒に銀行へ行っていったのです。最近よく聞く**原野商法**ではないかと不安になり、アキラさんと一緒に消費生活センターに相談しました。

＜センターに相談したら＞

⇒ 相談員のあっせんによりクーリング・オフが成立。契約は無事解除できました。

私は**民生委員**です。一人暮らしの高齢者宅を順番に訪問しています。タケシさんから、近々**屋根の修理**をすると聞きました。5日前、訪問した業者から損害保険を使えば無料で修理できると説明され、契約したのだそうです。最近、この地域で地震や台風の被害などありませんが、本当に大丈夫なのでしょうか。



＜センターに相談したら＞

⇒ 損害保険を使えるのは、自然災害による被害の場合と分かり、クーリング・オフが成立しました。

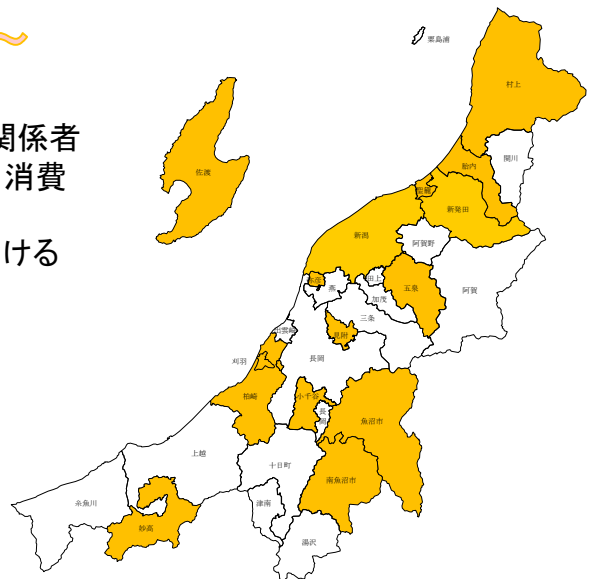
見守りネットワークがあることで、消費者被害の回復だけでなく場合によっては介護サービスや成年後見制度の利用など**継続的支援**につながることもあります。そのため、高齢者や障がい者の消費者トラブルを**福祉現場と消費者行政部局とが連携・協同**して解決につなげることは、**福祉関係部局においても非常に意味のあること**であり、高齢者や障がい者の生活を守る上で大変重要な取組だと考えられます。

## 県内全域で見守りネットワーク構築を！～県内15市町村で協議会設置(R5.5月現在)～

### ～気づいて！つないで！見守ろう！～

高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域の関係者が「顔の見える関係」を構築し、適切な情報共有を行い、消費生活相談窓口「**確実につなぐ**」ことが重要になります。

そして、県ではその仕組みづくりとして県内市町村における協議会の設置を進めています。



■ …設置済(15市村)

佐渡市 (H28. 11月)	胎内市 (R2. 4月)
魚沼市 (H29. 1月)	刈羽村 (R2. 4月)
弥彦村 (H29. 8月)	南魚沼市 (R2. 4月)
村上市 (H29. 10月)	新発田市 (R3. 1月)
柏崎市 (H29. 11月)	見附市 (R3. 4月)
新潟市 (H31. 2月)	聖籠町 (R4. 10月)
妙高市 (H31. 4月)	小千谷市 (R4. 12月)
五泉市 (H31. 4月)	



新潟県も H29.12月に協議会を設置。県全体で連携強化し、市町村支援の更なる推進に取り組んでいます！

発行 新潟県 総務部 県民生活課(〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)  
 電話 025-280-5135 FAX 025-283-5879 E-mail ngt010230@pref.niigata.lg.jp  
 ※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。